

建設業退職金共済事業 加入・履行証明書の発行要領

(経営事項審査申請用及び入札参加資格審査申請用)

令和4年度から証明願の受付及び証明書の発行については、審査に時間を要するため、**郵送による対応とさせていただきます。**

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

送付先・問い合わせ先

〒336-8515

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7

建退共埼玉県支部

電話 048-861-5111

FAX 048-861-5376

経営事項審査申請用発行要領

※ 次の要件及び基準を満たさない場合や提出書類に不備・不足がある場合は、証明書の発行はできません。

「発行の要件」

決算日時点で加入後8か月以上を経過していること。

「発行基準」

1. 共済手帳の更新について

(1) 決算期間内に被共済者全員の共済手帳の更新が適正にされていること。

注1. 決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数が決算期間内にあることが必要です。新基準では、決算後の更新は、この更新数に含めることができません。共済手帳の更新に遅れがないよう十分ご注意ください。

(2) 共済手帳の更新数が被共済者より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。

- ①加入してから決算日まで1年未満の方
- ②共済手帳を所持し入社してから決算日まで1年未満の方
- ③季節労働者又は高齢、病弱等の個人的事情等により年間就労日数が少ない方
- ④電子申請により掛金が納付されている方

注2. 決算期間内に共済手帳の更新がされていない上記③に該当する被共済者（**決算後に共済手帳の更新をした被共済者を含む**）について、決算期間内の就労日数が250日未満であることの確認をするため、別添の就労日数報告書又は出勤簿等の提出が必要になります。

2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額（下記（1）～（4）の合計額）が、被共済者に1人当たり78,120円（※1）を乗じた額（審査基準1.（2）①に該当する被共済者については、加入日から決算日までの月数に6,510円を乗じた額、審査基準1.（2）②に該当する被共済者については、入社日から決算日までの月数に6,510円（※2）を乗じた額、審査基準1.（2）③に該当する被共済者については、決算期間内の就労日数に310円（※3）を乗じた額）以上であること。

- （1）共済証紙購入額
- （2）前年度から繰り越した共済証紙の金額

注1. 共済証紙受払簿で確認しますので、必ず前期繰越分を記載してください。

(3) 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付をした共済証紙の金額を控除した額

(4) 電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額

(※1) 令和3年10月より掛金が320円に改定されますので、令和3年10月以降を始期とする決算期からは、80,640円(320円×21日×12月)を乗じた額となります。

(※2) 上記同様、令和3年10月以降は、6,720円(320円×21日)を乗じた額となります。

(※3) 令和3年10月以降の就労分については、320円を乗じた額となります。

3. 下請業者への適正な掛金充当又は共済証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく(0人である場合を含む)、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請への電子申請方式による掛金の充当又は共済証紙の交付が適正に行われていること。※被共済者が0人の場合は、決算期間内に下請への電子による掛金の充当又は共済証紙の交付があること。

4. 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について

共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

(公共工事において、共済証紙貼付方式を選択した共済契約者は、発注機関より工事完成時等に同受払簿の提出を求められることがあります。また、加入・履行証明願の審査において、建退共からも提出を求める場合があります。)

「申請方法等について」

※申請は、原則郵送

発行まで1週間程度かかりますので予めご了承ください。

加入・履行証明願の関係書類は、全て埼玉県建設業協会ホームページ内からダウンロードできます。

次の書類を郵送(現金書留、レターパック等)してください。

1. **必要書類の提出**(決算期間全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、(2)(5)(6)(8)は不要です。)

(1) 建設業退職金共済事業加入・履行証明願(2部)

(2) 共済証紙受払簿(写)

(3) 共済手帳受払簿(写)

(4) 就労日数報告書(写)又は出勤簿等(写)

就労日数が少ない方の出勤状況等を確認します。

(5) 共済証紙の現物交付がある場合は、建退共制度に係る被共済者就労状況報告書又は共済証紙現物交付書、共済証紙受領書等(写)

注1. 決算期間内において、最も請負金額の大きい工事に関するもののみ

- (6) 事務組合からの共済証紙購入証明書（事務受託をしている共済契約者のみ）
- (7) 事業年度終了報告書の中の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」又は経営事項審査申請書の中の「工事種類別完成工事高」
- (8) 工事別共済証紙受払簿（元請事業者のみ）
必要に応じて提示を求めることがあります。
- (9) 手数料 1通：800円
ゆうちょ銀行の定額小為替（無記名）又は現金書留
- (10) 返信用封筒
宛名をご記入いただき切手を貼ったもの又はレターパック

2. 提出書類の内容確認

電話で問い合わせすることがあります。

3. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行

加入・履行証明書のみを返送いたします。

そのほかにご提出いただいた書類は返送いたしません。

入札参加資格審査申請用発行要領

「発行の要件及び基準等」

1. 決算日時点で加入後8か月以上を経過していること。
2. 入札参加資格審査申請をする審査基準日を確認し、経営事項審査申請のため、その審査基準日の加入・履行証明書を既に取得している場合（再発行の場合）は、次の書類を郵送（現金書留、レターパック等）してください。
 - (1) 必要書類の提出
 - ①建設業退職金共済事業加入・履行証明願（2部）
 - ②前回発行した加入・履行証明書（写）
 - ③手数料 1通：800円（ゆうちょ銀行の定額小為替（無記名）又は現金書留）
 - ④返信用封筒（宛名をご記入いただき切手を貼ったもの又はレターパック）
 - (2) 提出書類の内容確認
電話で問い合わせすることがあります。
 - (3) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行
加入・履行証明書のみを返送いたします。
そのほかにご提出いただいた書類は返送いたしません。
3. 入札参加資格審査申請をする審査基準日を確認し、その審査基準日の加入・履行証明書を取得していない場合は、発行の要件及び基準等は経営事項審査申請用と同様ですので、経営事項審査申請用の加入・履行証明願発行要領に従ってください。